

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

大分

平成23年6月23日

都道府県知事
(市長) 佐須勝貞 殿

提出者 〒877-1371

住 所 大分県日田市大字東有田字新山2813-10
株式会社 日田ウッドパワー日田発電所
氏 名 所長 徳増 修一

電話番号 0473-22-2366

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 日田ウッドパワー 日田発電所
事業場の所在地	〒877-1371 大分県日田市大字東有田字新山2813-10
計画期間	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	電気業
②事業の規模	製品出荷額 12億5000万円
③従業員数	16名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	引紙(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書) ひとつおり

(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙(大量排出事業者の産業廃棄物処理計画書)のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(平成22年度)実績】				
産業廃棄物の種類	モエカジ	金属くず等	汚泥	
排出量	7185 t	1851 t	7 t	

①現状

(これまでに実施した取組)

金属くず等において、石数送器取付にて送りし
リサイクル業者へ売却。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	モエカジ	金属くず等	汚泥
排出量	7000 t	1900 t	10 t

(今後実施する予定の取組)

モエカジについて、建設資材へのリサイクル検討。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度(年度)実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度(年度)実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	モエカ"5-	金属くず等	汚泥
	全処理委託量	7185 t	1800t	7 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	421 t		7 t
	再生利用業者への 処理委託量	5028 t		7 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t		t
(これまでに実施した取組)				

(第5面)

		【目標】			
		産業廃棄物の種類	もえがす	金属くず等	汚泥
		全処理委託量	7000 t	1850t	10t
		優良認定処理業者への 処理委託量	450 t		10 t
		再生利用業者への 処理委託量	5000 t		10 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t		t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t		t
②計画		(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

〒877-1371

大分県 日田市大字東有田字新山2813-10

株式会社 日田ウッドパワー 日田発電所

1.会社の概要

- (1)会社名
株式会社 日田ウッドパワー
- (2)資本金
4億9千500万円
- (3)従業員
16名

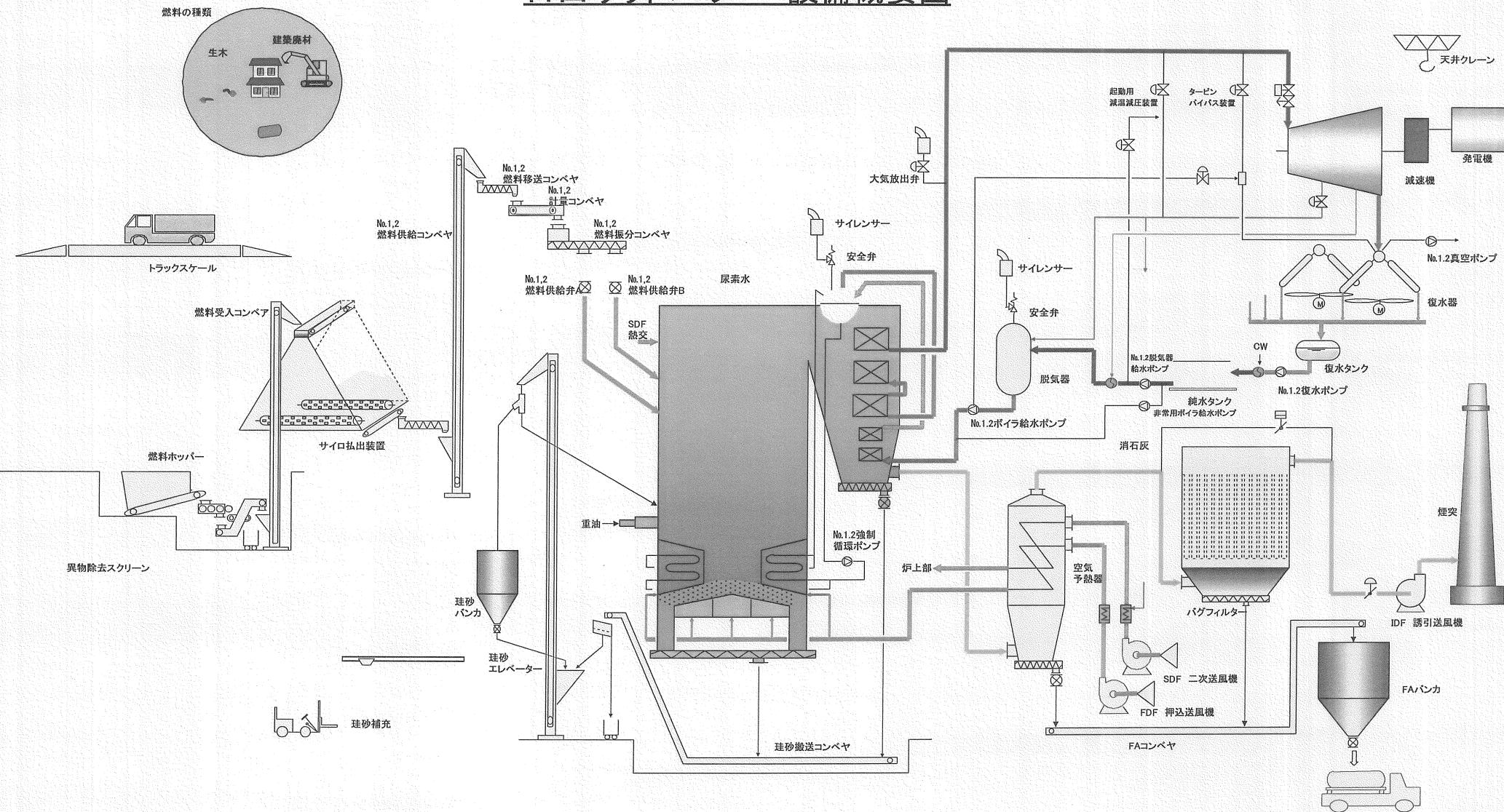
2.当該事業場において、現におこなっている事業の概要

- (1)従業員
16名
- (2)製造品出荷額等
12億円/年
- (3)製造概要
木質チップを燃料とするバイオマス発電による電力の製造と販売
 - 発電量 平成22年度 87,450MWh
 - 販売電力量 平成22年度 73,846MWh
- (4)概要フローシート
図-1参照 (系統別フロー 図-2～5参照)
- (5)発電所配置図
図-6参照
- (6)事業展望
地球環境や温暖化対策に世間の注目が集まる中、いち早く事業化を開始した。
今後においては、設備稼動の安定化、燃料受入れ量の安定確保によりフル運転の継続を見込む。
- (7)廃棄物処理フロー図
図-7参照
- (8)連絡先
担当者： 株式会社 日田ウッドパワー 日田発電所
発電所長 徳増 修一

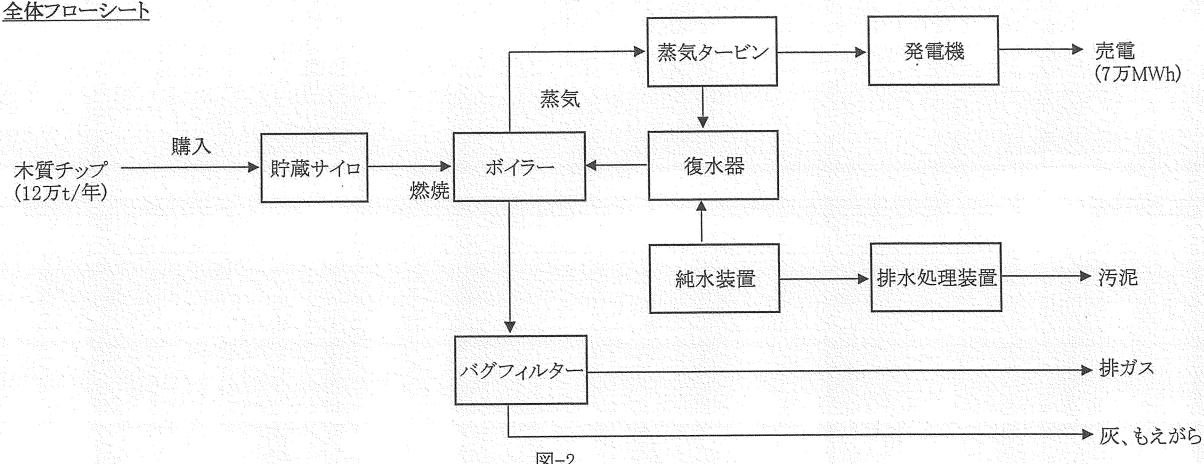
3.計画期間

平成23年4月1日 から 平成24年3月31日まで

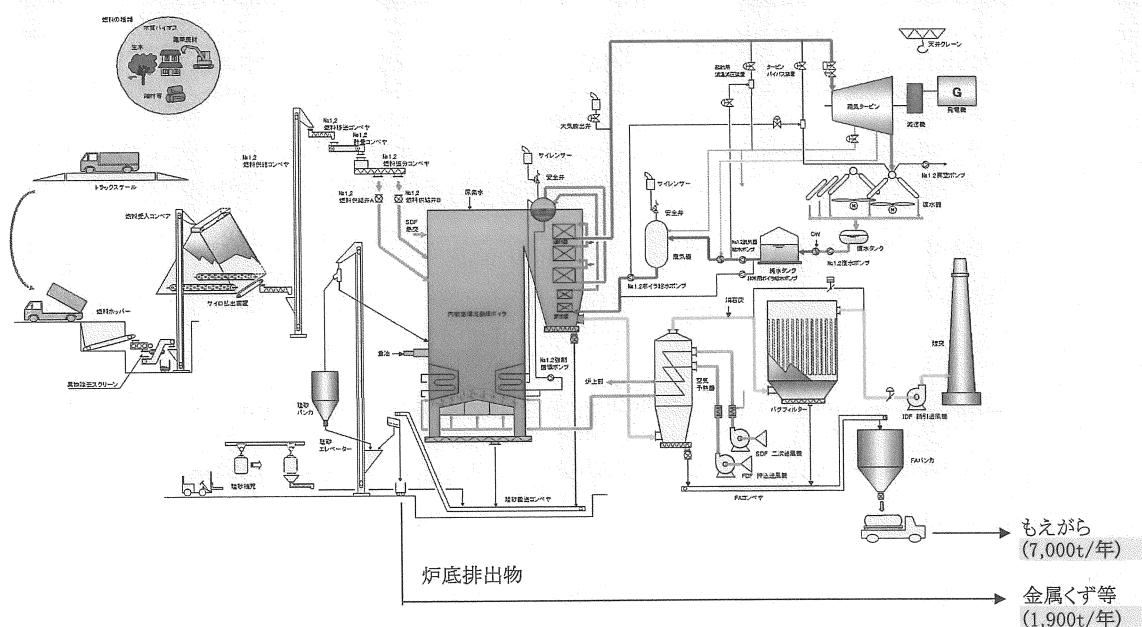
日田ウッドパワー 設備概要図



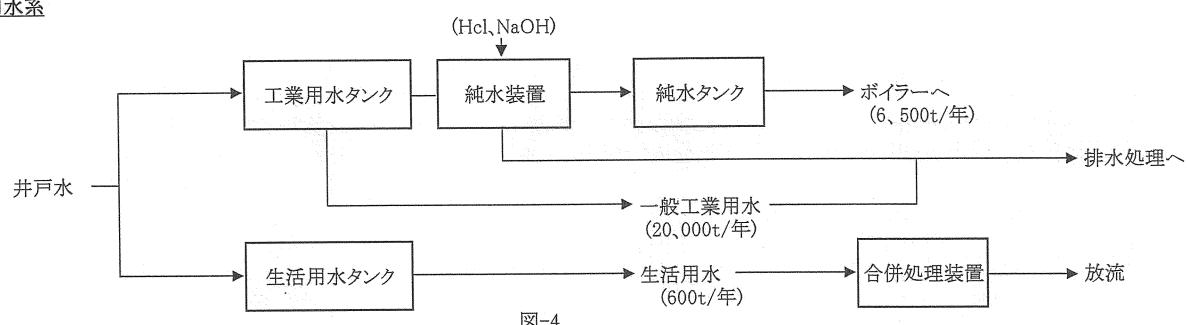
全体フローシート



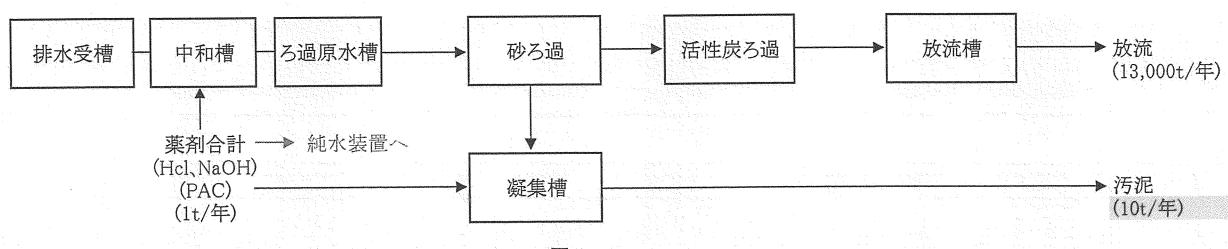
灰処理系



用水系



排水処理系



発電所配置図

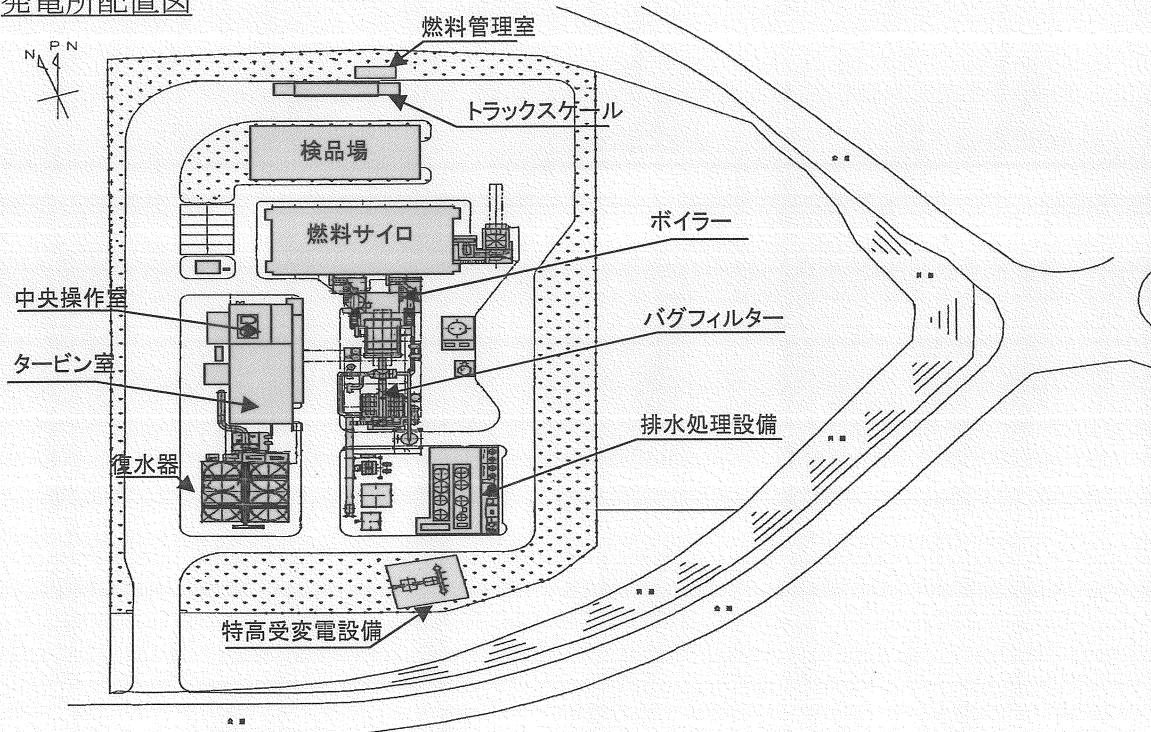


図-6

廃棄物処理フロー

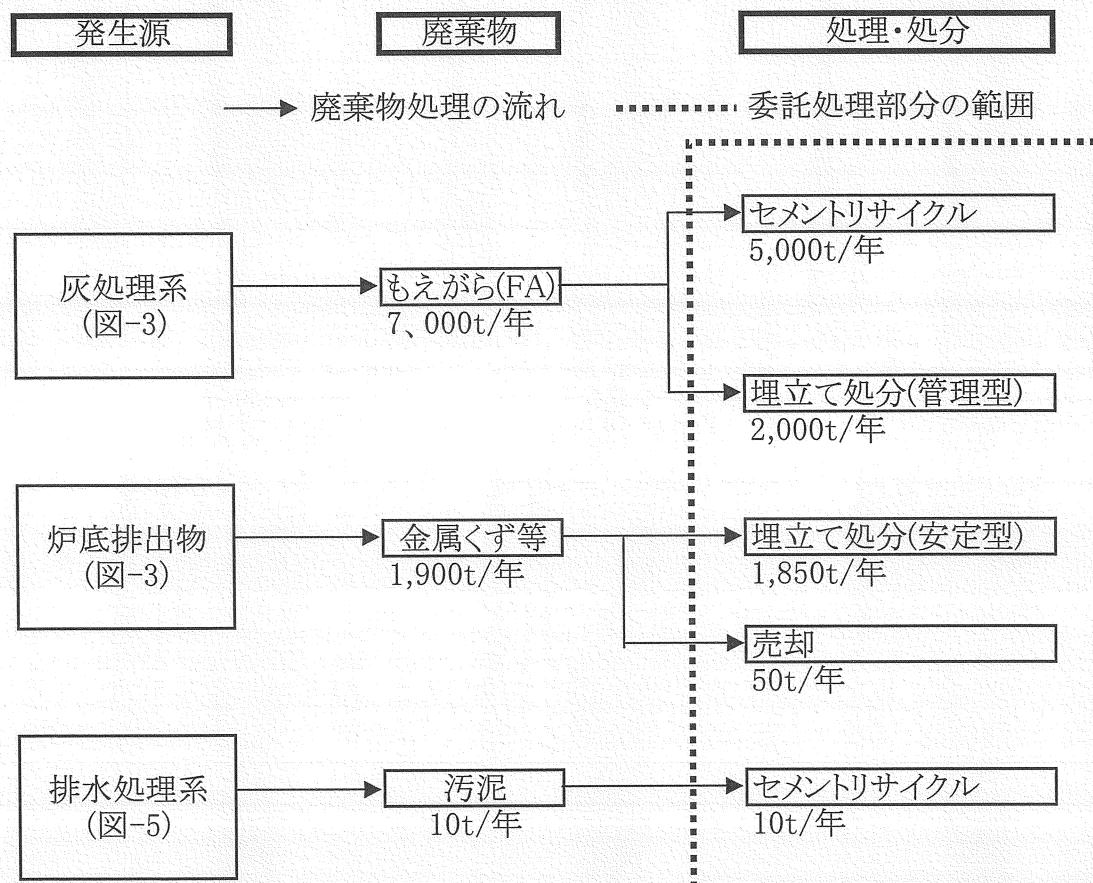
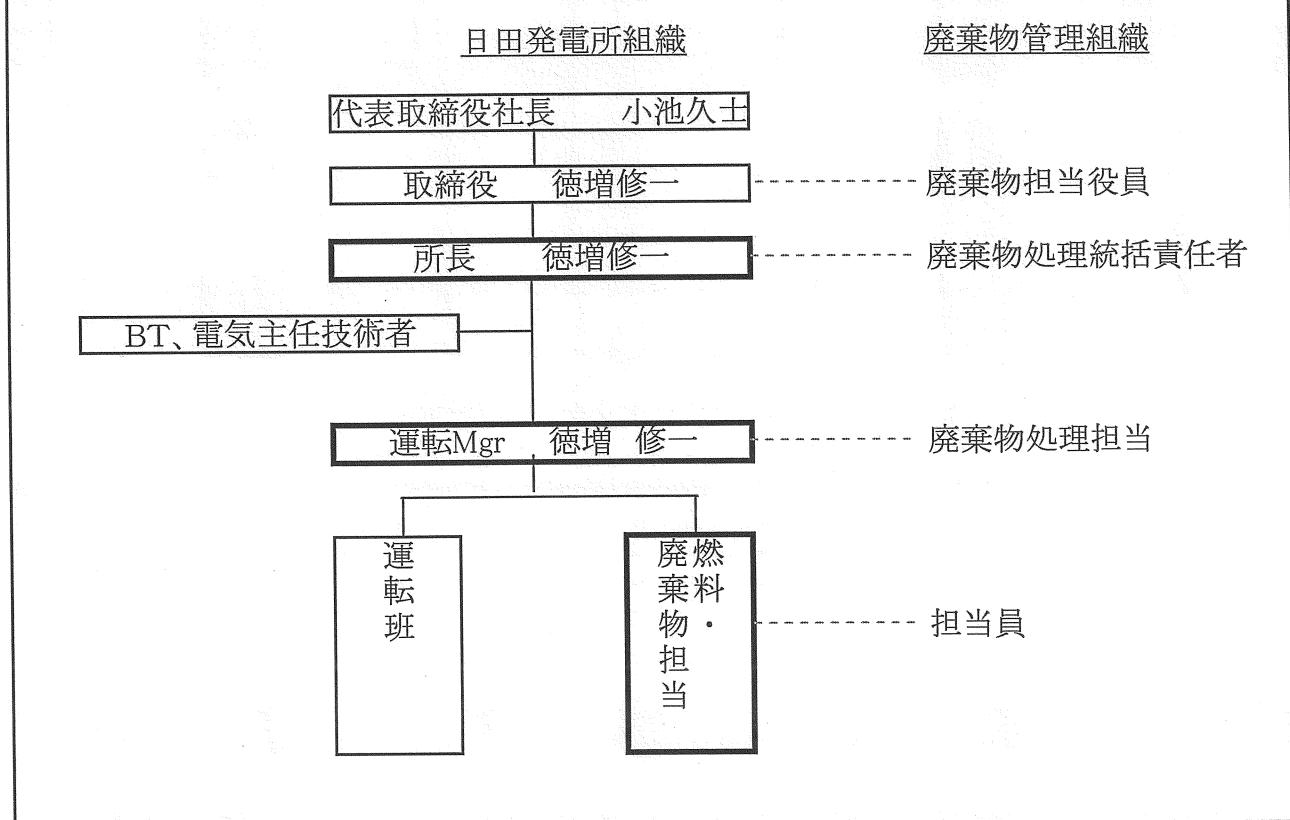


図-7
(数値=年間稼動時の場合)

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織

統括責任者	日田発電所 所長	徳増 修一
廃棄物担当	組織名 : 運転班 担当人員 : 2名	運転マネージャー 徳増 修一
役割	統括責任者	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物担当	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・その他関係する事項



(2) 管理体制の強化

<管理体制>(組織)

少人数組織のため、運転班を含めた協力体制を構築する。また廃棄物に関する全員のレベル向上を目指す。

<管理方法>

廃棄物の性状を適時把握し、より有効な最終処分方法を目指す。
(マテリアルリサイクル比率アップ)

(3)教育、研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育、研修等を行う。

・廃棄物処理基礎研修

従業員及び、関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育、研修。

廃棄物担当者を対象に廃棄物の取り扱いの実務研修。

(4)情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

5.廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1)基本的事項

- ①産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他規則を遵守するとともに行政の環境政策に協力する。
- ②発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合にあっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これらの処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。
- ④廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

発生の抑制 ・工程内リサイクルを推進する。

 ・発生抑制を考慮した管理方法を検討する。

再生利用 ・資源化、燃料利用を推進する。

 ・再生利用ルートを確保する。

中間処理 ・分別による資源回収等の中間処理を推進する。

その他 ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

(2)廃棄物処理の現状

- ①当発電所から発生する産業廃棄物は、発電燃料の燃焼にともなう灰分が主要な割合を占めまた、その燃料に付随する土砂や金属片等のがれき類が排出のほとんどとなっている。他のものとして、排水処理設備より、汚泥の発生が、20t/年程度見込まれる。

最終の処分状況については、セメントリサイクルへの再生利用が、56%、埋め立て処分が44%となっている。

産業廃棄物処理の内訳(平成22年度)、単位トン/年

	合計	セメント リサイクル	中間処理	最終処分 (埋立)
もえがら	7,185	5,028	0	2,157
金属くず等	1,851	0	51	1,800
汚泥	7	7	0	0

※中間処理=磁選機による磁性物(鉄屑)分別

- ②産業廃棄物の種類別発生、処理状況、産業廃棄物の種類別性状の説明、産業廃棄物処理の課題は以下に示す。

産業廃棄物の種類別性状の説明

燃え殻	ボイラーの燃焼にともない発生したダストをバグフィルターで集めた飛灰
金属くず等	燃料に付着して持ち込まれた小石、砂、金属類
汚泥	燃料系ピット、ボイラー周辺排水の処理にともない発生する汚泥

産業廃棄物処理の課題

発生抑制	燃料の受け入れ時の品質管理の徹底、燃料会社へのフィードバック
中間処理	金属くず等中の金属類の選別設備の効率の向上

(3)目標の設定

- ① 燃え殻委託時の現状湿灰委託から乾灰への移行(委託量の削減)
- ② 金属くず等産廃処理委託物に含まれる金属を選別し産廃処理委託量を低減し有価物を回収。

〈その他の取組み〉

処理先の処理状況の定期的な確認の実施の継続

(4)廃棄物の処理に係わる情報の収集、管理

県の産業廃棄物再生利用情報ネットワークへの参画

6.産業廃棄物の最終処分に関する事項

燃え殻のセメントリサイクル比率の増加と、新たなリサイクル方法の調査(再生利用)